

[事案 27-267] 満期金支払請求

・平成 28 年 7 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

設計書記載の金額が確定的に支払われると認識して契約したものであるとして、こども保険の満期時祝金について、設計書での計算に用いられた利率による積立利息を付して支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年に契約したこども保険について、以下の理由により、満期時祝金について、設計書での計算に用いられた利率による積立利息を付して支払ってほしい。

- (1) 募集人は、募集時、祝金額を据え置いた場合の利率が変動するものとは考えておらず、申立人に対しても積立利率は変動しないものと説明している。
- (2) 設計書には、祝金を据え置いた場合の利率が変動する旨の記載がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書に記載された据置払いの場合の祝金の額は確定した金額ではなく、保険会社の定める積立利率にもとづき変動することが約款で定められている。
- (2) パンフレットにおいても、据置の場合の利率は変動することが明記されている。募集時の募集人の説明内容は明らかではないが、申立人は積立利率が変動することを認識していたはずである。
- (3) 契約後の通知には、据置の場合の利率について具体的に記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況について把握するため、申立人および契約時に同席していた申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が設計書の記載通りの金額が必ず支払われる旨の誤った説明を行ったとまでは認められず、申立人の請求を認めることはできないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 事情聴取において、募集人は祝金の積立利率が変動することを理解していなかった旨を述べており、募集人が正確に理解していなかったのであれば、当然ながら、申立人に対して正しく説明できたとは考えられない。
- (2) パンフレットには祝金の積立利率が変動することについて記載があるものの、当該パンフレットの体裁からは、本件契約のパンフレットと認識できなかった可能性もある。
- (3) 設計書には、手書きで金額が記載されており、これ自体は合計額を書いたものに過ぎないものと考えられるが、募集人が正しく理解していなかったことも踏まえると、募集人から誤った説明がなされた可能性も完全には否定することができない。

